

QRコード、ダイレクト納付の予納など 国税の納付手続きが便利に

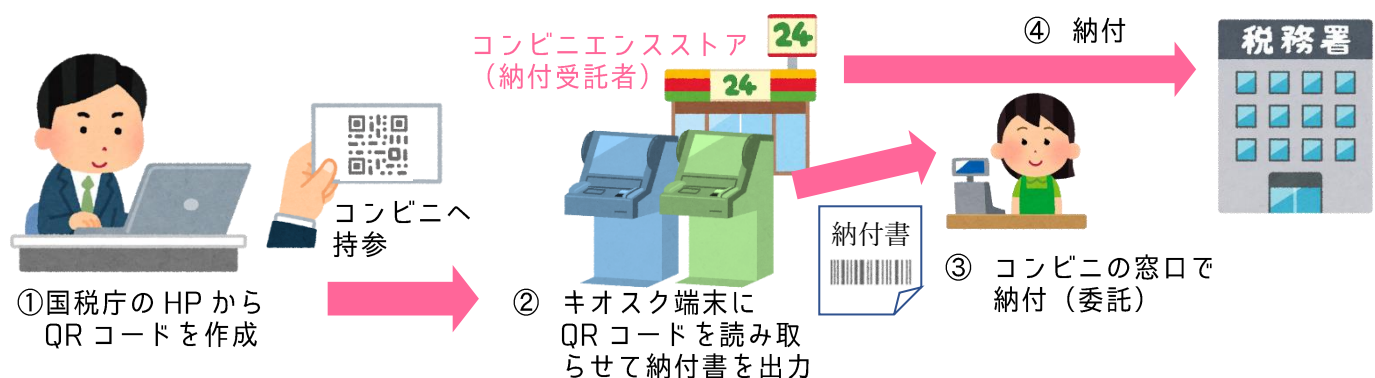
上原会計事務所
松本市島立 1095 番地 1
デザインセンタービル 2F
☎0263-88-2514
<https://www.uehara-k.com/>

これまでコンビニ納付は、税務署から交付または送付されたバーコード付の納付書がなければ利用できませんでしたが、今年1月4日からは、自宅・会社等において納付に必要な情報（氏名や税額など）をいわゆる「QRコード」として、作成・出力することでコンビニ納付が可能となりました。

国税庁のHPから作成でき、**国税すべての税目**が利用可能となっています。

⑨※「**所得税徴収高計算書により源泉所得税**を納付する場合」等、**利用できない**場合もあり。

ただし利用可能額は、**30万円以下**となっています。



また、作成したQRコード（PDFファイル）を、スマートフォンやタブレット端末に保存し、画面に表示させてキオスク端末に読み取らせることもできるので、より便利になりました。

利用可能
コンビニ

ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ（いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ）
ファミリーマート（「Famiポート」端末設置店舗のみ）

※ご利用時の注意事項

- ・領収証は発行されません（払込金受領証は発行されます）。領収証が必要な方は、金融機関又は所轄の税務署窓口にて納付してください。なお、QRコードによる納付はできません。
- ・コンビニエンスストアの窓口での納付にクレジットカード、電子マネーはご利用できません。コンビニ納付をした場合、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。

一方、**ダイレクト納付**とは、事前に税務署へ届出等をしておけば、e-taxを利用して、電子申告等または納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で届出をした預貯金口座から、即時または指定した期日に電子納付することができる手続き。

昨年1月、ダイレクト納付口座の複数利用が可能となり、源泉所得税や法人税など、税金の種類別に異なる預貯金口座を使用してダイレクト納付が利用できるようになりましたが、今年1月4日からは、確定申告により納付することが見込まれる金額について、課税期間中にあらかじめ納付日と納付金額等をダイレクト納付画面により登録しておくことで、その納付日に預貯金口座からの振替により納付（予納）することが可能となりました。納付日や納付金額を複数登録することができるので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じた任意のタイミングで納付することもできるようになりました。

（平成31年4月5日現在の情報です）